



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月7日金曜日 第590号

## ◇ 目 次 ◇

|                                   |                         |
|-----------------------------------|-------------------------|
| ○ 知事指定薬物の指定.....                  | （薬務衛生課）... 127          |
| ○ 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....          | （経営支援課）... 127          |
| ○ 国営土地改良事業の非農用地区域内に換地する土地の指定..... | （農地整備課）... 128          |
| ○ 肥料登録有効期間の更新.....                | （農産園芸課）... 128          |
| ○ 解除予定保安林にする旨の通知.....             | （森林整備課）... 128          |
| ○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....        | （水産課）... 128            |
| ○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....        | （ " ）... 129            |
| ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....         | （都市計画課）... 129          |
| ○ 道路の区域変更（県道新居浜港線）.....           | （東予地方局管理課）... 130       |
| ○ 道路の供用開始（県道新居浜港線）.....           | （ " ）... 130            |
| ○ 土地改良区の定款変更の認可.....              | （中予地方局農村整備第一課）... 130   |
| ○ 道路の供用開始（一般国道494号）.....          | （中予地方局久万高原土木事務所）... 130 |
| ○ 土地改良区役員の就退任の届出.....             | （南予地方局農村整備課）... 130     |
| ○ 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....          | （南予地方局愛南土木事務所）... 131   |
| ○ 道路の供用開始（ " ）.....               | （ " ）... 131            |

## 告 示

### ○愛媛県告示第148号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 薬物の名称

- (1) (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1S-LS D

- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

【通称名】MPT、Methylpropyltryptamine

- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロボキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene

#### 2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

令和7年3月8日

### ○愛媛県告示第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）m a c 西条国安店  
西条市国安948-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社大屋  
西条市西田甲590番地2  
代表取締役 伊藤 慎太郎
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社大屋  
西条市西田甲590番地2  
代表取締役 伊藤 慎太郎
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年10月10日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,127平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
37台  
イ 駐輪場の収容台数  
26台

ウ 荷さばき施設の面積

125平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

6.0立方メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

令和7年2月21日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、秋川貫則の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中村時広

| 所 在    | 地 番   | 地 目 | 地 積             |
|--------|-------|-----|-----------------|
| 西条市明理川 | 229番1 | 田   | 965㎡のうち<br>517㎡ |

## ○愛媛県告示第151号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中村時広

| 登録有効期限     | 登録番号      | 肥料の種類   | 肥料の名称  | 保証成分量（％）              | その他の規格                              | 生産業者の氏名又は名称及び住所               |
|------------|-----------|---------|--------|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 令和13年3月27日 | 愛媛県第1295号 | 混合有機質肥料 | さとのボカシ | 窒素全量 5.5<br>りん酸全量 4.5 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 宇和鉱業株式会社<br>愛媛県西予市野村町野村5号11番地 |

## ○愛媛県告示第152号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中村時広

## 1(1) 解除予定保安林の所在場所

東温市河之内字三本松乙1620の229

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 解除の理由

指定理由の消滅

## 2(1) 解除予定保安林の所在場所

東温市河之内字三本松乙1636の176、乙1636の179

## (2) 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## (3) 解除の理由

指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第153号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中村時広

（愛媛県東予地方局農林水産振興部水産課管内）

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 川之江加入区 | 三島加入区  | 寒川加入区  |
| 大島加入区  | 多喜浜加入区 | 新居浜加入区 |
| 西条加入区  |        |        |

（愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内）

|       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 桜井加入区 | 大浜加入区 | 来島加入区   |
| 渦浦加入区 | 津倉加入区 | 伯方加入区   |
| 魚島加入区 | 弓削加入区 | 岩城生名加入区 |
| 関前加入区 | 波方加入区 | 小部加入区   |

|       |       |
|-------|-------|
| 大西加入区 | 菊間加入区 |
|-------|-------|

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

|               |        |       |
|---------------|--------|-------|
| 安居島加入区        | 興居島加入区 | 堀江加入区 |
| 三津加入区         | 和気加入区  | 今出加入区 |
| 和気・<br>太山寺加入区 | 松前加入区  | 上灘加入区 |
| 下灘加入区         |        |       |

(愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課管内)

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 明浜加入区    | 吉田加入区    | 奥南加入区    |
| 北灘加入区    | 下波加入区    | 遊子加入区    |
| 蔦淵加入区    | 戸島第一加入区  | 戸島第二加入区  |
| 日振島加入区   | 宇和島第一加入区 | 宇和島第二加入区 |
| 宇和島第三加入区 | 三浦加入区    |          |

(愛媛県南予地方局農林水産振興部愛南水産課管内)

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 内海加入区 | 南内海加入区 | 東海加入区 |
| 深浦加入区 | 西海加入区  | 福浦加入区 |
| 久良加入区 |        |       |

(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 三崎加入区  | 磯津加入区 | 川之石加入区 |
| 三瓶湾加入区 |       |        |

## ○愛媛県告示第154号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和3年3月愛媛県告示第249号）による保険に付すべき義務は、令和7年3月6日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

(愛媛県東予地方局農林水産振興部水産課管内)

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 川之江加入区 | 三島加入区  | 寒川加入区  |
| 大島加入区  | 多喜浜加入区 | 新居浜加入区 |
| 西条加入区  |        |        |

(愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

|       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 桜井加入区 | 大浜加入区 | 来島加入区   |
| 渦浦加入区 | 津倉加入区 | 伯方加入区   |
| 魚島加入区 | 弓削加入区 | 岩城生名加入区 |
| 関前加入区 | 波方加入区 | 小部加入区   |
| 大西加入区 | 菊間加入区 |         |

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

|               |        |       |
|---------------|--------|-------|
| 安居島加入区        | 興居島加入区 | 堀江加入区 |
| 三津加入区         | 和気加入区  | 今出加入区 |
| 和気・<br>太山寺加入区 | 松前加入区  | 上灘加入区 |
| 下灘加入区         |        |       |

(愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課管内)

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 明浜加入区    | 吉田加入区    | 奥南加入区    |
| 北灘加入区    | 下波加入区    | 遊子加入区    |
| 蔦淵加入区    | 戸島第一加入区  | 戸島第二加入区  |
| 日振島加入区   | 宇和島第一加入区 | 宇和島第二加入区 |
| 宇和島第三加入区 | 三浦加入区    |          |

(愛媛県南予地方局農林水産振興部愛南水産課管内)

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 内海加入区 | 南内海加入区 | 東海加入区 |
| 深浦加入区 | 西海加入区  | 福浦加入区 |
| 久良加入区 |        |       |

(愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 三崎加入区  | 磯津加入区 | 川之石加入区 |
| 三瓶湾加入区 |       |        |

## ○愛媛県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和7年3月7日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名   | 区間                                | 旧・新別 | 敷地の員幅             | 延長              | 備考 |
|-------|-------|-----------------------------------|------|-------------------|-----------------|----|
| 県道    | 新居浜港線 | 新居浜市滝の宮町428番10                    | 旧    | メートル<br>17.0～17.3 | キロメートル<br>0.008 |    |
|       |       | 新居浜市滝の宮町428番10から<br>同市滝の宮町445番1まで | 新    | 7.9～30.0          | 0.104           |    |

○愛媛県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和7年3月7日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                          | 供用開始の日   |
|-------|-------|----------------------------------|----------|
| 県道    | 新居浜港線 | 新居浜市滝の宮町434番2から<br>同市滝の宮町445番1まで | 令和7年3月7日 |

○愛媛県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市北条土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年3月7日  
愛媛県中予地方局長 矢野悌二

○愛媛県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和7年3月7日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名  | 供用開始の区間                             | 供用開始の日   |
|-------|------|-------------------------------------|----------|
| 一般国道  | 494号 | 上浮穴郡久万高原町東川3949番2から<br>同町東川3944番2まで | 令和7年3月7日 |

○愛媛県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
令和7年3月7日  
愛媛県南予地方局長 阿部恭司  
就任

| 役員の種類 | 氏名     | 住所                  |
|-------|--------|---------------------|
| 理事    | 酒井 宇之吉 | 西予市明浜町依津3番耕地62番地    |
| 〃     | 土居 賢一  | 西予市明浜町宮野浦甲1039番地    |
| 〃     | 篠川 久詩  | 西予市明浜町依津2番耕地858番地第8 |

|   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 〃 | 三浦 要作  | 西予市明浜町依津2番耕地552番地    |
| 〃 | 中村 重男  | 西予市明浜町依津3番耕地146番地第14 |
| 〃 | 宇都宮 凡平 | 西予市明浜町依津5番耕地63番地第1   |
| 〃 | 前田 金治  | 西予市明浜町渡江186番地        |
| 〃 | 宇都宮 俊文 | 西予市明浜町狩浜1番耕地208番地    |
| 〃 | 兵頭 岩雄  | 西予市明浜町狩浜2番耕地25番地     |
| 〃 | 森川 嘉則  | 西予市明浜町狩浜3番耕地217番地第1  |
| 〃 | 川上 吉嗣  | 西予市明浜町高山甲1380番地      |
| 〃 | 濱田 増人  | 西予市明浜町高山甲1322番地      |
| 〃 | 中田 信茂  | 西予市明浜町高山甲1431番地      |
| 〃 | 遠藤 昭作  | 西予市明浜町宮野浦甲1084番地     |
| 〃 | 土居 與次  | 西予市明浜町田之浜甲834番地      |
| 〃 | 宇都宮 正志 | 西予市明浜町田之浜甲1242番地     |

|    |        |                       |
|----|--------|-----------------------|
| 〃  | 平田 與輝  | 西予市明浜町宮野浦甲1086番地 2    |
| 〃  | 中村 カオリ | 西予市明浜町依津 4 番耕地93番地    |
| 〃  | 片岡 清美  | 西予市明浜町依津 3 番耕地324番地 1 |
| 監事 | 稲葉 一也  | 西予市明浜町狩浜 2 番耕地1960番地  |
| 〃  | 道山 升文  | 西予市明浜町高山甲3271番地第 2    |
| 〃  | 大中 規至  | 西予市明浜町田之浜甲1298番地 1    |

退任

| 役員の種類 | 氏名     | 住所                      |
|-------|--------|-------------------------|
| 理事    | 酒井 宇之吉 | 西予市明浜町依津 3 番耕地62番地      |
| 〃     | 土居 賢一  | 西予市明浜町宮野浦甲1039番地        |
| 〃     | 篠川 久詩  | 西予市明浜町依津 2 番耕地858番地第 8  |
| 〃     | 三浦 要作  | 西予市明浜町依津 2 番耕地552番地     |
| 〃     | 中村 重男  | 西予市明浜町依津 3 番耕地146番地第 14 |

|    |        |                        |
|----|--------|------------------------|
| 〃  | 宇都宮 凡平 | 西予市明浜町依津 5 番耕地63番地第 1  |
| 〃  | 前田 金治  | 西予市明浜町渡江186番地          |
| 〃  | 宇都宮 俊文 | 西予市明浜町狩浜 1 番耕地208番地    |
| 〃  | 兵頭 岩雄  | 西予市明浜町狩浜 2 番耕地25番地     |
| 〃  | 森川 嘉則  | 西予市明浜町狩浜 3 番耕地217番地第 1 |
| 〃  | 川上 吉嗣  | 西予市明浜町高山甲1380番地        |
| 〃  | 濱田 増人  | 西予市明浜町高山甲1322番地        |
| 〃  | 中田 信茂  | 西予市明浜町高山甲1431番地        |
| 〃  | 遠藤 昭作  | 西予市明浜町宮野浦甲1084番地       |
| 〃  | 土居 與次  | 西予市明浜町田之浜甲834番地        |
| 〃  | 宇都宮 正志 | 西予市明浜町田之浜甲1242番地       |
| 〃  | 平田 與輝  | 西予市明浜町宮野浦甲1086番地第 2    |
| 監事 | 稲葉 一也  | 西予市明浜町狩浜 2 番耕地1960番地   |
| 〃  | 道山 升文  | 西予市明浜町高山甲3271番地第 2     |
| 〃  | 大中 規至  | 西予市明浜町田之浜甲1298番地 1     |

○愛媛県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和7年3月7日

愛媛県知事 中村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 区間                                | 旧・新別 | 敷地の員幅              | 延長              | 備考 |
|-------|--------|-----------------------------------|------|--------------------|-----------------|----|
| 県道    | 宇和島城辺線 | 南宇和郡愛南町僧都878番1地先から<br>同町僧都878番4まで | 旧    | メートル<br>3.75～22.00 | キロメートル<br>0.100 |    |
|       |        | 南宇和郡愛南町僧都879番13から<br>同町僧都878番4まで  | 新    | 4.01～22.00         | 0.100           |    |

○愛媛県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和7年3月7日

愛媛県知事 中村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 供用開始の区間                          | 供用開始の日   |
|-------|--------|----------------------------------|----------|
| 県道    | 宇和島城辺線 | 南宇和郡愛南町僧都879番13から<br>同町僧都878番4まで | 令和7年3月7日 |